



商標登録証
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 6 1 1 4 6 7 0 号
(REGISTRATION NUMBER)

商標
(THE MARK)

AGC

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 1 類 化学品，冷媒，溶剤，工業用の洗浄剤，界面活性剤，
はっ水剤，イオン交換樹脂，防水剤，化学吸着剤，シ
その他別紙記載

商標権者
(OWNER OF
THE TRADEMARK RIGHT)

東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

A G C 株式会社

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

商願 2 0 1 8 - 0 8 5 1 3 4

出願日
(FILING DATE)

平成 3 0 年 6 月 2 9 日 (June 29, 2018)

登録日
(REGISTRATION DATE)

平成 3 1 年 1 月 1 8 日 (January 18, 2019)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成 3 1 年 1 月 1 8 日 (January 18, 2019)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

宗像直子



商 標 登 録 証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続 葉 1)

登録第 6 1 1 4 6 7 0 号 (REGISTRATION NUMBER)

商願 2 0 1 8 - 0 8 5 1 3 4 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

- (第 1 類) リカゲル, 金属酸化物, 剥離剤, 壁紙剥離剤, 工業用のり及び接着剤, 植物成長調整剤類, 肥料, 陶磁器用釉薬, 塗装用パテ, 高級脂肪酸, 非鉄金属, 非金属鉱物, 写真材料, 試験紙, 人工甘味料, 工業用粉類, 原料プラスチック, 未加工ふっ素樹脂, 未加工ポリウレタン樹脂, 未加工ポリ塩化ビニル樹脂, パルプ
- 第 2 類 媒染剤, マスチック, 木材保存剤, 染料, 顔料, 塗料, 印刷インキ, 絵の具, 防錆グリース, 塗装用・装飾用・印刷用又は美術用の非鉄金属はく及び粉
- 第 3 類 家庭用帯電防止剤, 家庭用脱脂剤, さび除去剤, 染み抜きベンジン, 洗濯用柔軟剤, 洗濯用漂白剤, かつら装着用接着剤, つけまつ毛用接着剤, 洗濯用でん粉のり, 塗料用剥離剤, 靴クリーム, つや出し剤, せっけん類, ドライクリーニング用洗浄液, 歯磨き, 香料, 薫料, 研磨紙, 研磨布, 研磨用砂, 研磨剤 (研磨用補助液及び歯科用のものを除く。), 研磨用スラリー, つや出し紙, つけづめ, つけまつ毛
- 第 4 類 固形潤滑剤, 工業用油, 潤滑油, 工業用グリース, 離型用油
- 第 5 類 薬剤, 医療用の抗体, 獣医科用の抗体, たんぱくアミノ酸製剤, 医療用又は獣医科用の培養微生物
- 第 6 類 鉄及び鋼, 非鉄金属及びその合金, 金属製管, 軟質はんだ, 金属鉱石, 建築用又は構築用の金属製専用材料, アルミニウム製窓枠, 金属製窓枠, 金属製建造物組立てセット, 金属製荷役用パレット, 金属製の吹付け塗装用ブース, 金属製セメント製品製造用型枠, 金属製の滑車・ばね及びバルブ (機械要素に当たるものを除く。), 金属製管継ぎ手, 金属製フランジ, 金属製貯蔵槽類, 金属製輸送用コンテナ, 金属製包装用容器, 金属製建具, 金属製立て看板, 金属製の可搬式家庭用温室
- 第 7 類 金属加工機械器具, アーク溶接装置, 金属溶断機, 電気溶接装置, 土木機械器具, 荷役機械器具, 化学機械

商 標 登 録 証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続 葉 2)

登録第 6 1 1 4 6 7 0 号 (REGISTRATION NUMBER)

商願 2 0 1 8 - 0 8 5 1 3 4 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

- (第 7 類) 器具, 繊維機械器具, 製材用・木工用又は合板用の機械器具, ガラス器製造機械, 塗装機械器具, 包装用機械器具, プラスチック加工機械器具, 半導体製造装置, ゴム製品製造機械器具, ボイラー, 自動販売機, 食器洗浄機, 電気洗濯機, 電気掃除機, 電気ミキサー, 電動式カーテン引き装置, 電動式扉自動開閉装置, 廃棄物圧縮装置, 廃棄物破碎装置, 3Dプリンター
- 第 8 類 手動工具, エッグスライサー (電気式のものを除く。), かつお節削り器, 缶切, スプーン, チーズスライサー (電気式のものを除く。), ピザカッター (電気式のものを除く。), フォーク
- 第 9 類 オゾン発生器, 電解槽, 製図用又は図案用の機械器具, タイムスタンプ, タイムレコーダー, ビリングマシン, 火災報知機, ガス漏れ警報器, 盗難警報器, 鉄道用信号機, 発光式又は機械式の道路標識, 理化学機械器具, 実験用ガラス器具, 写真機械器具, 映画機械器具, 映写スクリーン, 光学機械器具, 光学レンズ, 光学フィルター, 測定機械器具, 配電用又は制御用の機械器具, 回転変流機, 調相機, 電池, 太陽電池, 電気磁気測定器, 電線及びケーブル
- 第 10 類 三角きん, 支持包帯, 氷のう, 哺乳用具, 魔法哺乳器, 医療用指サック, 避妊用具, 人工鼓膜用材料, 補綴充てん用材料 (歯科用のものを除く。), 業務用美容マッサー器, 家庭用電気マッサー器, 医療用手袋
- 第 11 類 工業用炉, 太陽熱利用温水器, 浄水装置, 電球類及び照明用器具, LED照明用器具, 家庭用電熱用品類, 水道蛇口用座金, 水道蛇口用ワッシャー, ガス湯沸かし器, 加熱器, 調理台, 流し台, 家庭用浄水器, 浴槽類, ほや, 家庭用汚水浄化槽, 家庭用し尿処理槽
- 第 12 類 牽引車, 陸上の乗物用の動力機械器具 (その部品を除く。), 陸上の乗物用の機械要素, 乗物用盗難警報器, 陸上の乗物用の交流電動機又は直流電動機 (その部品を除く。), 船舶並びにその部品及び附属品, 航空機並びにその部品及び附属品, 鉄道車両並びにその部

商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 3)

登録第 6 1 1 4 6 7 0 号 (REGISTRATION NUMBER)

商願 2 0 1 8 - 0 8 5 1 3 4 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第 1 2 類) 品及び附属品，自動車用窓ガラス，その他の自動車並びにその部品及び附属品，自動車用シガーライター，二輪自動車・自転車並びにそれらの部品及び附属品，そり，手押し車，荷車，リヤカー，タイヤ又はチューブの修繕用ゴムはり付け片

第 1 6 類 家庭用食品包装フィルム，文房具類，ホワイトボード（電子式を除く），印刷物，写真立て

第 1 7 類 ゴム製又はバルカンファイバー製のバルブ（機械要素に当たるものを除く。），ガスケット，管継ぎ手（金属製のものを除く。），パッキング，電気絶縁材料，ゴム製又はバルカンファイバー製の座金及びワッシャー，化学繊維（織物用のものを除く。），岩石繊維，鉋さい綿，糸ゴム及び被覆ゴム糸（織物用のものを除く。），化学繊維糸（織物用のものを除く。），絶縁手袋，ゴムひも，ゴム製包装用容器，ゴム製栓，ゴム製ふた，農業用プラスチックフィルム，コンデンサーペーパー，バルカンファイバー，プラスチック基礎製品，製造用のシート状人造樹脂（半加工品），板状プラスチック基礎製品，スポンジ体，繊維入り板状プラスチック基礎製品，ゴム，ふっ素ゴム，岩石繊維製防音材（建築用のものを除く。），断熱・防火耐火材料（建築材料を除く。），断熱材料（建築用のものを除く。），

第 1 9 類 陶磁製建築専用材料・れんが及び耐火物，耐火セメント，耐火れんが，リノリューム製建築専用材料，プラスチック製建築専用材料，合成建築専用材料，アスファルト及びアスファルト製の建築用又は構築用の専用材料，ゴム製の建築用又は構築用の専用材料，しっくい，石灰製の建築用又は構築用の専用材料，石こう製の建築用又は構築用の専用材料，窓口風防通話板，区画表示帯，セメント及びその製品，骨材，木材，石材，建築用ガラス，吹付け塗装用ブース（金属製のものを除く。），セメント製品製造用型枠（金属製のものを除く。），送水管用バルブ（金属製又はプラスチック製のものを除く。），道路標識（金属製又は発光式若しくは機械式のものを除く。），航路標識（金属製

商 標 登 録 証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続 葉 4)

登録第 6 1 1 4 6 7 0 号 (REGISTRATION NUMBER)

商願 2 0 1 8 - 0 8 5 1 3 4 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第 1 9 類) 又は発光式のものを除く。), 貯蔵槽類 (金属製又はプラスチック製のものを除く。), 建具 (金属製のものを除く。), 可搬式家庭用温室 (金属製のものを除く。), 鉱物性基礎材料, タール類及びピッチ類, 建造物組立てセット (金属製のものを除く。)

第 2 0 類 荷役用パレット (金属製のものを除く。), プラスチック製バルブ (機械要素に当たるものを除く。), 貯蔵槽類 (金属製又は石製のものを除く。), 輸送用コンテナ (金属製のものを除く。), 金属代用のプラスチック製締め金具, くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター (金属製のものを除く。), 座金及びワッシャー (金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。), クッション, 座布団, まくら, マットレス, 家具, 鏡, 屋内用ブラインド, すだれ, 装飾用ビーズカーテン, つい立て, びょうぶ, ベンチ, 木製又はプラスチック製の立て看板

第 2 1 類 ガラス基礎製品 (建築用のものを除く。), 家事用手袋, ガラス製又は陶磁製の包装用容器, 鍋類, 電子レンジ用調理用具, コーヒー沸かし (電気式のものを除く。), コーヒーポット (電気式のものを除く。), ティーポット, やかん, 食器類, アイスボックス, 氷冷蔵庫, 米びつ, 食品保存用ガラス瓶, 水筒, 魔法瓶, 調理用具, アイスペール, 泡立て器, こし器, こしょう入れ・砂糖入れ及び塩振り出し容器, ガラス製醤油入れ容器, ガラス製食用油入れ, 卵立て, ナプキンホルダー及びナプキンリング, ざる, シェーカー, しゃもじ, 手動式のコーヒー豆ひき器及びこしょうひき, 栓抜, 大根卸し, タルト取り分け用へら, レモン絞り器, ワッフル焼き型 (電気式のものを除く。), 角砂糖挟み, くるみ割り器, 化学物質を充てんした保温保冷具, ガラス製又は磁器製の立て看板, 化粧用具, つや出し布

第 2 4 類 織物, メリヤス生地, フェルト及び不織布, レザークロス, ろ過布, カーテン, テーブル掛け

商 標 登 録 証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 5)

登録第 6 1 1 4 6 7 0 号 (REGISTRATION NUMBER)

商願 2 0 1 8 - 0 8 5 1 3 4 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 2 5 類 被服，洋服，和服，履物，靴類

第 2 8 類 業務用テレビゲーム機

第 3 0 類 アイスクリーム用凝固剤，ソーセージ用結着剤，ベーキング用重曹，ホイップクリーム用安定剤，家庭用食肉軟化剤，食材調理用増粘剤，料理用酒石英，料理用重曹

第 3 5 類 広告業，経営の診断又は経営に関する助言，市場調査又は分析，商品の販売に関する情報の提供，輸出入に関する事務の代理又は代行，建築物における来訪者の受付及び案内，化学品のマーケティングに関する助言，建築材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，ガラスの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

第 3 6 類 生命保険契約の締結の媒介，生命保険の引受け，損害保険契約の締結の代理，損害保険に係る損害の査定，損害保険の引受け，保険料率の算出，建物の管理，建物又は土地の情報の提供

第 3 7 類 建設工事，アスファルト舗装工事，タイル・れんが又はブロックの工事，パイプラインの敷設工事，ビル水漏れ防止処置工事，れんが工事，屋内及び屋外の塗装，建具工事，建築物の修繕，窓ガラス工事，防水工事，空調機械器具の設置工事及び修理，光発電装置の設置工事及び保守，太陽熱装置の設置工事及び保守，船舶の修理又は整備，航空機の修理又は整備，自動車の修理又は整備，鉄道車両の修理又は整備，二輪自動車の修理又は整備，建具工事に関する助言

第 3 9 類 倉庫での保管，貨物自動車による輸送

第 4 0 類 受託による抗体の精製，布地の防水加工，防水加工，金属の加工，研磨，化学的、機械的、熱的、熱機械的、化学蒸着、物理的蒸着、真空蒸着過程による物品の表面への薄膜の塗布，ゴムの加工，プラスチックシートとのラミネート加工，プラスチックの加工，セラミッ

商 標 登 録 証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 6)

登録第 6 1 1 4 6 7 0 号 (REGISTRATION NUMBER)

商願 2 0 1 8 - 0 8 5 1 3 4 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第 4 0 類) クの加工，浄水処理及びそれに関する情報の提供，水の再生及び脱塩処理，廃水処理，冷媒の再生加工，エネルギーの処理及び変換，ガスの処理，受託による医薬品の製造，受託による生物製剤の製造，受託による塗料の調合，空気の浄化処理

第 4 2 類 建築物の設計，製品の設計及び開発，室内及び屋外の装飾デザインの考案，ウェブサイトの設計・作成・保守，コンピュータソフトウェアの設計・作成・保守に関する指導及び助言，コンピュータソフトウェアの設計及び開発，在庫管理用のソフトウェアの設計及び開発，バイオ技術に関する研究，医薬品・化粧品及び食品の試験・検査及び研究，医薬品に関する研究，化学に関する研究，抗体作製技術の分野に関する研究及び開発，農薬に関する研究，製品の研究，建築に関する研究，太陽電池及び発電に関する研究及び開発，プラスチック材料の分野における新製品の研究及び開発

[以下余白]

登録証送付先

住所

〒100-0005

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

氏名

AGC株式会社

様

商標権設定登録通知書

登録番号 第6114670号

登録日 平成31年 1月18日

出願番号 商願2018-085134

出願日 平成30年 6月29日

商品及び役務の区分数 27

納付年分 第10年分まで

領収金額 761,400円

受領日 平成30年12月30日

存続期間更新登録の手続について

- ・商標権を更新する場合は、登録日から10年の満了日の前6ヶ月から満了日までの間に「商標権存続期間更新登録申請書」により手続きをしてください。

- ・上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標権存続期間更新登録申請書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することが可能です。

- ・追納できる期間内に申請しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

- ・「商標権存続期間更新登録申請書」の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

存続期間更新登録期限日

10年目の満了日（期限日）	
平成41年(2029年) 1月18日	

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

重要

存続期間更新登録の手続に関しては、特許庁から手続についての通知は送付いたしませんので、存続期限の管理はご自身で願います。

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 03(3581)1101 (代表)
商標担当 内線 2713